

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略) 附則 1～5 (略)</p>	<p>附則 1～5 (同左) 6 <u>平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する第28条第2項、第31条第3項及び第32条第2項の規定の適用については、第28条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第31条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、第32条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。</u> 附則 この規程は、平成21年5月29日から施行する。</p>